

令和 7 (2025) 年度労働環境等調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が実施する労働環境等調査についての基本的な仕様を定めたものであり、以下、栃木県を甲とし、受託業者を乙としてその内容を記載する。

本仕様に伴う委託契約は、データ入力、催促、疑義照会、集計、分析、報告書の版下作成等の委託であり、本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に係る一切の権利は甲に所属する。

なお、乙は、本調査の実施に際して得られたデータ等の全てを破棄・処分しなければならない。

1 業務名

労働環境等調査業務

2 調査の目的

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展、労働者の価値観やライフスタイルの多様化などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、近年、労働者の働く環境は急激に変化している。

このため、県内の事業所等に雇用される労働者の労働環境及び労働条件等の実態を明らかにし、今後の労働行政推進上の基礎資料とするとともに、企業における労働環境及び労働条件等の改善並びに労使関係の安定に資することを目的とする。

3 調査内容

- 1 事業所の現況
- 2 事業所の労働者数
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組状況 6 問
- 4 育児のための両立支援制度の取組状況 3 問
- 5 介護のための両立支援制度の取組状況 3 問
- 6 男女雇用機会均等等について 7 問
- 7 テレワークの実施状況 5 問
- 8 ハラスメント防止措置の状況 4 問
- 9 同一労働同一賃金の対応状況 2 問
- 10 リスキリングの取組状況 4 問
- 11 自由意見

4 委託期間

令和 7 (2025) 年 9 月 1 日から令和 8 (2026) 年 1 月 30 日まで

5 調査概要

(1) 調査対象地域

栃木県全域

(2) 調査対象及び標本数

日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改訂）に基づく 13 の大産業分類（①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、郵便業、⑤卸売業、小売業、⑥金融業、保険業、⑦不動産業、物品賃貸業、⑧学術研究、専門・技術サービス業、⑨宿泊業、飲食サービス業、⑩生活関連サービス業、娯楽業、⑪教育、学習支援業、⑫医療、福祉、⑬サービス業（他に分類されないもの））に属する常用労働者 10 名以上の県内の 2,000 民営事業所

(3) 調査方法

郵送法（回答方式は、郵送・FAX 回答又はインターネット回答の選択式）

(4) 調査時期

10 月 1 日～同月 31 日（基準日：9 月 30 日）

6 委託の内容

(1) 調査実施

- ① 甲は、調査票の作成及び発送及び回収を行う。回収した調査票を乙へ提供する。
なお、調査票は別添イメージのとおり2パターン（設問と回答が分かれている別離型、設問と回答が一体となっている直接記入型）のうち、乙が希望する調査票を用いるものとする。
- ② 乙は、甲から提供を受けた調査票に基づき、1,000件まで入力作業を行う。
なお、入力誤りがないよう、入力者とは異なる者が1回以上の確認作業を行うこと。
- ③ 乙は、未回答の企業1,000社に対し電話にて催促を行う。
なお、催促を行った企業から、100社程度を目途に追加の回答を得ること。
- ④ 乙は、100件のエラー回答の問合せ等の疑義照会を行う。
- ⑤ 調査実施に係る栃木県統計調査条例に基づく協議及び統計法に基づく届出手続きは甲が行う。

(2) 集計・分析

- ① 乙は、②～⑤のとおり集計及び分析を行う。
- ② 単純集計を行う。
- ③ 原則全ての属性別クロス集計を行う。
- ④ 集計は、実数、比率により行うものとする。
- ⑤ 集計表を作成し、甲が指定する様式により提出する。

(3) 報告書の作成

- ① 乙は、(2)-⑤で提出した集計結果について、甲と協議の上表示形式（グラフ・表等）及び文章表現等を決定し、報告書案を作成する。
- ② 甲は、報告書原案が提出されたときは速やかに検査を行うものとする。
- ③ 乙は提出した報告書原案に修正する箇所があることが判明したときは、遅滞なく原案を引き取り、甲の指定する日までに修正を行い、原案を再提出するものとする。
- ④ 乙は、最終的に報告書をA4版でまとめるものとする。ただし、甲の指示による場合は、この限りでない。

(4) 報告書等の提出

乙は、次の報告書等を(5)に記載の期限までに甲へ提出する。

- ① 個別データを入力したものを、OSにマイクロソフト社製Windowsを使用するパソコンで読み込み、書き込みが可能な形式で保存した記録メディアを1組提出する。
- ② 単純・クロス集計表等を保存した記録メディアを1組提出する。
- ③ 集計表及び報告書の図表を(4)-①と同様の形式で保存した記録メディアを1組提出する。
- ④ 報告書の文字情報等をMicrosoft Wordで保存した記録メディアを1組提出する。
- ⑤ 報告書の版下を2部提出する。
- ⑥ 各設問の選択肢に「その他」を用意したものについては、その内容を列挙した文書を保存した記録メディアを1組提出する。

(5) 報告書等の提出期限

報告書等の提出期限は令和8(2026)年1月30日（金）とする。

7 個人情報の保護及び調査データ等の機密保持

- (1) 乙は、本調査により得られたデータ等全てについて、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- (2) 乙は、本調査により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたなければならない。
- (3) 乙は、本調査の受託した内容が全て完了した時点をもって、直ちに全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残して

はならない。

- (4) 乙は、7－(3)の記録等の破棄・処分を行うに当たっては、責任者等の立会いのもと細心の注意をもって実施するとともに、終了後、その旨を遅滞なく文書をもって甲に報告するものとする。

8 その他

- (1) 乙は、本調査の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- (2) 甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、又は契約の解除等をなすことができるものとする。

3 仕事と生活の調和【ワーク・ライフ・バランス】について

- (1) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注1)」について、該当する番号を1つ選び記入してください。(経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

- (2) 9月給与締め日前の1週間のうちで、週労働時間が40時間以上の労働者は何名いたか、正社員・非正規社員それぞれ数字を記入してください。
また、そのうち週労働時間60時間以上の労働者はいましたか。該当する番号を1つ選び記入してください。また、いる場合には、その人数もご記入ください。

週労働時間40時間以上の労働者数	
正社員	非正規社員
人	人



1	週労働時間60時間以上の労働者がいる
2	いない

「1:いる」を選択した場合



週労働時間60時間以上の労働者数	
正社員	非正規社員
人	人

- (3) 労働時間等の見直しのためにどのような取組を行っていますか。該当する番号を選びチェックを付けてください。(複数回答可)

1	実労働時間の把握
2	年次休暇の取得促進
3	ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入
4	長時間労働者への注意、助言
5	「フレックスタイム制」の導入
6	テレワークの導入
7	専門家による健康問題やメンタルヘルスなどに関する相談サービス
8	仕事の役割・分担の見直し
9	労働者・使用者間の話合いの機会(注2)を設けている
10	その他(具体的に記入してください)
11	特に実施していない

(注1):「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」とは、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」とされています。
詳しくは、「仕事と生活の調和」推進サイト(内閣府)
<https://www.cao.go.jp/wlb/index.html> を参照してください。

(注2):「話合いの機会」とは、労働時間等(長時間労働の削減、労働時間短縮等)の課題についての話合いのことを意味し、プロジェクトチームの組織化、労働組合の定期協議の実施、労使懇談会の開催等を含みます。

3 仕事と生活の調和【ワーク・ライフ・バランス】について

- (1) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注1)」について、該当する番号を1つ選び記入してください。(経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

- (2) 9月給与締め日前の1週間のうちで、週労働時間が40時間以上の労働者は何名いたか、正社員・非正規社員それぞれ数字を記入してください。
また、そのうち週労働時間60時間以上の労働者はいましたか。該当する番号を1つ選び記入してください。また、いる場合には、その人数もご記入ください。

週労働時間40時間以上の労働者数	
正社員	非正規社員
人	人



1	週労働時間60時間以上の労働者がいる
2	いない

「1:いる」を選択した場合

週労働時間60時間以上の労働者数	
正社員	非正規社員
人	人

- (3) 労働時間等の見直しのためにどのような取組を行っていますか。該当する番号を選びチェックを付けてください。(複数回答可)

1	実労働時間の把握
2	年次休暇の取得促進
3	ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入
4	長時間労働者への注意、助言
5	「フレックスタイム制」の導入
6	テレワークの導入
7	専門家による健康問題やメンタルヘルスなどに関する相談サービス
8	仕事の役割・分担の見直し
9	労働者・使用者間の話合いの機会(注2)を設けている
10	その他(具体的に記入してください)
11	特に実施していない

(注1):「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」とは、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」とされています。
詳しくは、「仕事と生活の調和」推進サイト(内閣府)
<https://www.cao.go.jp/wlb/index.html> を参照してください。

(注2):「話合いの機会」とは、労働時間等(長時間労働の削減、労働時間短縮等)の課題についての話合いのことを意味し、プロジェクトチームの組織化、労働組合の定期協議の実施、労使懇談会の開催等を含みます。



労働環境等調査 回答票〔表〕

整理番号
(記入不要)

*** 回答欄は裏面に続きますので、ご注意ください。 ***

1 事業所の現況

記入者所属部課・氏名 () TEL () 内線 ()

事業所名			1 本社等・単独事業所 2 支社・営業所等
事業所所在地	〒 栃木県		
企業全体の 総常用労働者数	人	事業所の 総常用労働者数	人
		主要な産業	

※「事業所の総常用労働者数」が10人未満の場合は、「主要な産業」までご回答の上、返送してください。

2 事業所の労働者数

	男	女
正社員	人	人
フルタイムパート	人	人
短時間パート	人	人
派遣労働者	人	人
その他の労働者	人	人

3 仕事と生活の調和【ワーク・ライフ・バランス】について

(1) (2) (3)

週40時間以上 週60時間以上

正社員 非正規 1を選択した場合 正社員 非正規

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

具体的に

(4) (5)

規定 付与日数 取得日数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

正社員 日 日

非正規 日 日

具体的に

(6) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

具体的に

4 育児のための両立支援制度について

(1) (2) (3)

利用の対象となった人数 利用した人数

男 女 男 女

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

具体的に

5 介護のための両立支援制度について

(1) (2) (3)

男 女

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

具体的に

6 男女雇用機会均等について

(1) (2)

大学等 卒 平均勤続年数

高校卒 年 年

中途採用

「男>女」の場合 1 2 3 4 5 6 7 8 9

具体的に

*** 裏面に続きます ***